

情報管理に関する遵守事項

- 情報管理者及び連絡体制
 - ・ 本業務を行うに当たって情報管理責任者を選任し、また障害発生時、緊急事態発生時の連絡体制を明確にし、発注者に報告すること。
 - ・ 障害及び緊急事態が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 取扱情報等の管理
 - ・ 取扱情報を明確にし、常に授受の状況を管理すること。
 - ・ 取扱情報を閲覧・利用できる者を制限し、不正アクセス等を防止すること。
 - ・ 成果品等を電子媒体で納品する場合、コンピュータウイルスが含まれていないことを確認すること。
 - ・ 電子データで管理する情報等は、適切にバックアップを行い、施錠等により盗難、破壊及び紛失等を防ぐこと。
 - ・ 情報システムを使用する場合においては、他のネットワーク接続は絶対に行わないこと。やむを得ず他のネットワークと接続する必要がある場合は、発注者の許可を得ること。
- 業務遂行上の注意
 - ・ 関係法令を遵守し、各種政府調達に係る指針の要件を満たすこと。
 - ・ 糸魚川市情報セキュリティポリシーに基づく発注者の指導があった場合は、これを遵守すること。
 - ・ 発注者から作業報告の提出が求められた場合は、これに従うこと。
- 例外事項
 - ・ 業務の都合等により遵守事項を守れない状況が発生した場合は、速やかに発注者と協議し指示に従うこと。